

減免の対象となる障がいの範囲について（身体障がい者手帳の交付を受けている場合）

| | | | |
|---------------------------|----------------------------|--|---|
| 障がいの区分 | 身体障がい者の方本人が運転する場合 | | 「身体障がい者の方と生計を一にする方」又は「単身で生活する身体障がい者の方を常時介護する方」が運転する場合 |
| | 障がいの級別 | | 障がいの級別 |
| 視覚障がい | 1級から3級、4級の1 | | 同左 |
| 聴覚障がい | 2級、3級 | | 同左 |
| 平衡機能障がい | 3級 | | 同左 |
| 音声機能障がい | 3級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る） | | — |
| 上肢不自由 | 1級、2級 | | 同左 |
| 下肢不自由 | 1級から6級 | | 1級から3級 |
| 体幹不自由 | 1級から3級、5級 | | 1級から3級 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい | 上肢機能 | 1級、2級（ ^{いち} 上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く） | 同左 |
| | 移動機能 | 1級から6級 | 1級から3級（両下肢に運動機能障がいがある場合に限る） |
| 心臓機能障がい | 1級、3級、4級 | | 同左 |
| じん臓機能障がい | | | |
| 呼吸器機能障がい | | | |
| ぼうこう又は直腸の機能障がい | | | |
| 小腸の機能障がい | | | |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい | 1級から3級 | | 同左 |
| 肝臓機能障がい | 1級から4級 | | 同左 |

○療育手帳（だれが運転しても障がいの程度はAのみ）

Aのみ

○精神障がい者保健福祉手帳（だれが運転しても障がいの程度は1級のみ）

1級のみ

<2つ以上の障がいがある場合の取扱い>

(1)障がいの区分が異なる場合は、個々の区分で判定します。

- 減免の対象とならない場合の例（生計を一にする方 又は 常時介護する方が運転する場合）

身体障がい者手帳の等級が2級であっても、その内容が「上肢不自由3級」及び「下肢不自由4級」であるときは該当しません。

(2)障がいの内容が同一の区分であるときは合算することができます。

- 合算する例（下肢不自由の場合）

両股関節機能障がい4級×2（「右股関節機能障がい4級」及び「左股関節機能障がい4級」）の場合の認定等級は3級となります。